

保護者の皆様へ

守口市立庭窪小学校
校長 林 恵一

ひじょうへんさいじ たいふう せつきん じしん はっせいじ ともな たいおう
非常変災時（台風の接近、地震の発生時）に伴う対応について
けいほうはつれい さい そち
（警報発令の際の措置について）

平素は、本校教育推進のため何かとご支援ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、非常変災時（台風の接近、地震発生時）の際には、児童の安全確保のため、下記のように対応いたします。各ご家庭におかれまして、ご配慮の程お願い申しあげます。

記

● 台風の接近

ぼうふうけいほう とくべつけいほう
(1) 午前 7 時現在「東部大阪」「守口市」区域で**暴風警報・特別警報** が
発令中は、自宅待機とします。

(2) 午前 10 時までに暴風警報・特別警報が解除された場合は、解除された時点で集団登校することとし、次のとおり授業開始時刻を変更します。

午前 7 時までに解除された場合	8 : 30 より通常通りに始めます
午前 8 時までに解除された場合	9 : 05 より 1 時間目を始めます
午前 9 時までに解除された場合	9 : 55 より 2 時間目を始めます
午前 10 時までに解除された場合	11 : 00 より 3 時間目を始めます
午前 10 時以降も暴風警報・特別警報が発令中	休校とします

※警報が解除されて登校する際、通学路の冠水など危険がある場合は、無理をして登校せず、自宅で待機をしてください。

※集合時間は、事前に各登校班で決めておいてください。

※児童が登校後に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は、授業を切り上げ、集団下校することがあります。

※大雨・洪水警報が発令されても、原則として学校は臨時休校の措置はとりません。

● 地震発生時

- (1) 児童登校以前に、守口市域に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は臨時休校となります。
- (2) 児童登校以後に、守口市域に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、保護者への引き渡しとなります。
- (3) 「震度 5 弱」未満であっても、被害の状況によっては、自宅待機及び引き渡しとなりますので、ご了承ください。

※庭窪小ホームページにも掲載しております。